# 出産育児一時金と付加金について

● 給付金額: 1 児あたりの給付額(多胎児出産の場合は胎児数分支給されます。)

※被保険者が資格喪失後6カ月以内に出産された場合にも支給されますが、付加金は対象外となります。(資格喪失後の被扶養者の出産は支給対象外です)

#### 〇産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合の支給額

出産した日	出産育児一時金	産科医療補償制度掛金	当組合の付加金	総額
2021(令和3)年12月31日以前	40.4万円	1.6万円	7万円	49万円
2022(令和4)年 1月 1日~ 2023(令和5)年 3月31日	40.8万円	1.2万円	7万円	49万円
2023(令和5)年 4月 1日以降	48.8万円	1.2万円	7万円	57万円

#### 〇産科医療補償制度未加入の医療機関等で出産した場合の支給額(在胎週数第22週未満の出産、死産の場合も含まれます)

出産した日	出産育児一時金	産科医療補償制度掛金	当組合の付加金	総額
2021(令和3)年12月31日以前	40.4万円	-	7万円	47.4万円
2022(令和4)年 1月 1日~ 2023(令和5)年 3月31日	40.8万円	_	7万円	47.8万円
2023(令和5)年 4月 1日以降	48.8万円	-	7万円	55.8万円

## 手続きについて

出産育児一時金が支給される方法は3種類あります。

制度を利用すると窓口での支払いが出産育児一時金の支給額を差し引いた額のみになり、 多額の出産費用負担が軽減されます。 分娩する機関により利用できる制度が異なりますので、利用できるかどうか出産予定の分娩機関にてご確認ください。

出産育児一時金および当健保組合の付加給付金の請求手続きは、下表をご確認のうえ必要書類を揃えて、ご提出ください。

出産費用支払時の 制度利用	基本的な手続きの流れ	提出書類	
<b>制度利用なし</b> 請求手続きは <u>出産後</u>	<ol> <li>直接支払制度を利用できる医療機関等で出産する場合は、制度を利用しない旨を記載した合意文書を取り交わす。</li> <li>出産後、「出産育児一時金請求書」に必要事項を記入し、医師・助産師の証明または区市町村の証明をもらう。</li> <li>右記必要添付書類を揃え、請求書と併せて当組合へ送付</li> <li>当組合の現金給付支払日に、請求書に記載された被保険者の口座へ振込まれる。</li> </ol>	<ol> <li>「出産育児一時金請求書」</li> <li>直接支払制度利用合意文書の写し(*2) ※海外で出産する場合等は不要</li> <li>出産費用の内訳を記した明細書(*3)の写し</li> <li>海外出産の場合は、証拠書類の翻訳(翻訳者の氏名・住所の記載があるもの)を添付してください。</li> </ol>	
<b>直接支払制度利用</b> 請求手続き(*1)は <u>出産後</u>	<ol> <li>出産する医療機関等で直接支払制度利用の合意文書を取り交わす。</li> <li>出産後、「出産育児一時金・付加金請求書(直接支払制度利用)」に必要事項を記入する。</li> <li>右記必要添付書類を揃え、請求書と併せて当組合へ送付</li> <li>当組合の現金給付支払日に、請求書に記載された被保険者の口座へ振込まれる。</li> </ol>	<ul><li>1. 「出産育児一時金・付加金請求書(直接支払制度利用)」</li><li>2. 直接支払制度利用合意文書の写し</li><li>3. 出産費用の内訳を記した明細書(*3)の写し</li></ul>	
<b>受取代理制度利用</b> 請求手続きは <mark>出産前</mark>	<ol> <li>出産前に「出産育児一時金請求書(受取代理用)」の被保険者記入欄に必要事項を記入し、出産予定医療機関等へ受取代理人欄への記載を依頼する。</li> <li>右記必要添付書類を揃え、請求書と併せて<u>出産前に</u>当組合へ送付。 (当組合より出産育児一時金請求書(受取代理用)受付報告書を医療機関等へ送付)</li> <li>出産後、当組合への医療機関等からの請求額が給付限度額を下回った場合は、残額が請求書に記載された被保険者の口座へ振込まれる。</li> </ol>	1. 「出産育児一時金請求書(受取代理用)」 2. 母子手帳その他出産予定日を証明する書類の写し	

### 注意事項

- \* 1 出産育児一時金を満額利用しなかった場合は差額+付加給付を支給します。(満額利用の場合も付加給付金についての請求手続きが必要です。)
- \*2 直接支払制度を利用しない場合も、直接支払制度利用しない旨の合意文書の確認が必要となります。
- \*3 産科医療補償制度加入の病院は、その旨の証明(費用内訳明細書等に制度加入がわかる文言または指定のスタンプ等)が必要です。